

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和6年1月9日（火）午前8時55分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前田 幸一 君	副委員長	宮内 博 君
委員	久保 史睦 君	委員	徳田 修和 君
委員	木野田 誠 君	委員	池田 綱雄 君
委員	下深迫 孝二 君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 松下 太葵 君

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 藤田 直仁 君

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

上下水道部長	上小園 伸一 君	下水道工務課長	三島 由起博 君
下水道工務課主幹	前田 裕明 君	上下水道総務課政策GSL	伊澤 由記 君
建設部長	西元 剛 君	建設政策課長	竹下 淳一 君
都市計画課長	秋窪 達郎 君	建設政策課主幹	丸山 省吾 君
都市計画課都市計画G長	米田 大祐 君	建設政策課政策G主査	今村 翔 君

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村 真一 君

- 7 今回の所管事務調査は次のとおりである。

霧島市雨水管理総合計画について

霧島市立地適正化計画について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前8時55分」

○委員長（前田幸一君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は所管事務調査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配布しました次第書に基づき進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。それでは現地調査を行います。ここでしばらく休憩し

ます。

「休 憩 午前 8時56分」

「再 開 午前10時15分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。霧島市雨水管理総合計画について執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（上小園伸一君）

本市において、浸水対策を実施する上で、当面、中期、長期にわたり、対策を実施すべき区域や、目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定め、浸水対策を計画的に進めることを目的とする霧島市雨水管理総合計画を国のガイドラインに基づき、平成31年3月に策定しています。その後、この計画をもとに公共下水道による浸水対策事業を導入するため、雨水計画区域などの雨水計画区域などの都市計画決定等を行い、令和3年度から日当山地区と姫城地区において、国の交付金事業等を活用し事業に着手したところです。この後、霧島市雨水管理総合計画の概要等につきまして、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審査たまわりますようお願い申し上げます。

○下水道工務課長（三島由起博君）

それで私のほうから雨水管理総合計画の概要等について説明いたします。本日お配りしました資料と、前方のディスプレイのほうで説明いたします。資料のまず3ページをお開きください。1点目の当該計画を策定しました背景等につきましては、本市の中心市街地は天降川、手籠川、検校川等の河川に囲まれた低平地に形成されていることから、浸水被害が頻発しており抜本的な治水対策を実施することが重要かつ緊急課題となっております。近年、農地の宅地化など、土地利用の変化によって従来保有していた遊水機能が低減し、新たな浸水被害の発生が懸念され、さらに、局地的な大雨、いわゆるゲリラ豪雨になりますけども、による浸水被害やこれまでに経験したことのない大雨による河川の氾濫被害など、従来の想定を超える降雨の発生も懸念されています。こうした状況を受け、選択と集中の観点から浸水対策を実施すべき区域を検討した上で、下水道による浸水対策を計画的に進めることを目的として、霧島市雨水管理総合計画を策定いたしました。現在、当該計画に基づいて事業に着手し、浸水被害の軽減を図る取組を進めており。資料の4ページを御覧ください。2点目の浸水対策の現状と取組としましては、本市の現状については平成5年以降旧国分市、旧隼人町の市街地における浸水被害への対応を図るために、淡水防除事業等による8か所の排水機場の整備や須戸川の改修を実施しております。しかしながら、近年においても、浸水被害は解消されておらず、今後の浸水対策をどのように行っていくかが課題となっております。このような状況の中で国の法改正により、雨水排除に特化した公共下水道を実施することができる制度、これは雨水公共下水道制度になりますけども、これや雨水管理総合計画を支援する事業、効率的雨水管理支援事業が創設されました。この法改正等を受けて、雨水公共下水道制度を活用した雨水事業により対策を行うこととし、当該事業について県と協議を開始いたしました。その後、霧島市雨水管理総合計画を平成31年3月に策定しまして、当該計画に基づき令和元年から令和2年にかけて、

下水道の事業計画を策定し、都市計画決定や事業認可の手続を行い、令和2年度には単独事業による設計を一部進め、令和3年度から交付金事業による本格的な事業実施に着手したところです。資料の5ページを御覧ください。3点目の浸水被害についてになります。本市の浸水被害は、先ほどもちょっと申しましたけども天降川、手籠川、検校川等の河川に囲まれた低平地に市街地が形成されていることにより区内を流下する水路の氾濫及び内水によるものが主たるものとなります。本市の近年の浸水実績としまして、平成5年と平成17年、平成22年、平成28年と令和元年に発生しております。その中で特に被害実績が多かった水害を次に示しております。資料の6ページを御覧ください。4点目の平成5年8月の浸水被害についてになります。左側の図は当時の浸水区域を示したもので、浸水被害が3,206戸発生しております。右下の写真1は、旧国分市役所前の県道国分霧島線が冠水している状況にあります。資料の7ページを御覧ください。5点目の平成28年7月の浸水被害についてになります。左側の図は、当時の浸水区域を示したもので、浸水被害が76戸発生しております。下の図はせごどんの湯周辺、先ほど姫城2号排水機場の現地を見ていただきましたけども、あの周辺であったり清武温泉前の市道が冠水している状況にあります。次に、資料の8ページを御覧ください。6点目の令和元年7月の浸水被害についてです。左側の図は、当時の浸水箇所を示したもので浸水被害が149戸発生しております。真ん中の写真は、清武温泉前や西瓜川原地区が冠水している状況になります。次に資料の9ページを御覧ください。7点目の浸水対策についてになります。本市の隼人地区では、平成5年の浸水被害を受け天降川沿線に六つ[4ページに修正発言あり]のポンプ場整備と北部地区では、鹿児島県が農林水産省所管事業により、須戸川の水路改修や府中地区排水機場の整備等を行っております。隼人地区のポンプ場整備は、資料の10ページになりますけども、示しております。それから国分地区の排水路等の整備の状況につきましては、資料の11ページにありますとおりこれまで各地区において浸水対策を行ってまいりました。次に、資料の12ページを御覧ください。10点目の国が示す浸水対策の基本的な考え方になります。基本的な考え方としまして、ハード・ソフト、自助による総合的な浸水対策、雨水を速やかに排除する計画からゆっくり流す。雨水の利用の雨水を管理する計画に。既設の排水路等のストックの評価活用の推進。計画降雨に対する着実な浸水対策に加え、超過降雨に対する粘り強い減災対策へ移行しております。次に資料の13ページを御覧ください。11点目の当該計画の概要になります。事業計画や今後の人口変化等を踏まえた選択と集中の観点から、どこをどの程度、いつまでにといったことなどを検討しております。資料の14ページを御覧ください。12点目の当該計画の目的等になります。まず当該計画の目的につきましては、下水道による浸水対策を実施する上で、当面、中期、長期にわたる浸水対策を実施すべき区域や、目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めることで、浸水対策を計画的に進めることを目的とするものになります。なお、雨水管理総合計画は、雨水管理方針と段階的対策計画により構成されております。雨水管理方針は雨水管理総合計画のうち、計画期間、策定主体、下水道計画区域、計画降雨、段階的対策方針等を定めるものになります。また、段階的対策計画につきましては、雨水管理方針で策定した方針に基づき、計画降雨に対するハード

対策や照査降雨に対するハード対策、ソフト対策の段階的な、整備計画を位置づけるもので、続きまして資料の15ページを御覧ください。13点目が霧島市雨水管理総合計画の対象区域になります。雨水事業計画区域につきましては、国が示す、雨水管理総合計画策定ガイドラインに基づき、用途地域等を検討対象区域に設定しまして、浸水被害の発生状況や浸水リスク、資産、人口等の集積状況を勘案しまして、計画区域を設定しております。赤で着色した四つの排水区、国分中央、見次、姫城、日当山地区を重点対策地区としまして、雨水事業の計画面積は約438haになります。次に、資料の16ページを御覧ください。14点目の計画降雨及び計画期間等になります。計画降雨は浸水被害の発生を防止するため、浸水対策施設の整備目標として定める降雨です。照査降雨は計画を上回る降雨のうち、減災対策の対象とする降雨になります。計画期間及び段階的対策目標については模式図にありますとおり、浸水対策は段階的対策としており、当面对策をおおむね5年間、この対策により計画降雨に対して、おおむね床上浸水解消を目標としております。中期対策につきましてはおおむね5か年で行い、この対策により計画降雨に対してさらなる浸水被害の軽減を目標としております。長期対策についてはおおむね10年間で行い、この対策により計画降雨に対して浸水解消をすることを目標としております。それぞれの対策について効果を確認し、必要に応じて計画の見直しを行い、段階的対策を進めてまいります。資料の17ページを御覧ください。15点目の段階的対策計画になります。この総括表にありますとおり段階的対策については、当面对策の整備後の状況を踏まえまして、随時中長期対策の実施に向けて取り組むこととしております。次に、資料の18ページを御覧ください。16点目の当該計画に基づく下水道事業計画図になります。水色の枠内が雨水事業の計画区域で、赤枠が国分隼人処理区の全体計画区域になります。黒で着色した部分は既に下水が整備された区域となっております。最後になりますが資料の19ページを御覧ください。17点目の雨水事業による事業箇所図になります。雨水事業につきましては現在事業期間を令和3年度から令和9年度としており、7か所で事業に着手しております。以上で雨水管理総合計画の概要等につきましても説明を終わります。

○委員長（前田幸一君）

それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

○副委員（宮内 博君）

これは訂正をされたほうがいいと思うんですけど、9ページの浸水対策についてのところの、天降川沿線に六つのポンプ場というふうにありますけど、これは七つというのが正式には整備をされているところですので、そのように訂正をしたほうがいいと思いますけど。

○下水道工務課長（三島由起博君）

図面のほうは、資料のほうは7か所としていますが説明文書が6か所となっております。訂正いたします。申し訳ません。

○委員（池田綱雄君）

最後のポンプ場を、現場を見せていただきましたけど、ポンプ能力は十分あると思う何秒に何ト

ンという説明でしたけど、あそこにくる流域面積ちゅうのはどれぐらいで計画してあるのか。そしてまた雨量はどれぐらいで計画したのか。まず説明をお願いします。

○下水道工務課長（三島由起博君）

まず、先ほど現地を見ていただきました。姫城2号排水機場の流域につきましては、直接的な区域内の流域が約11.3haです。約11.3haです。それと区域外の志学館大学跡地の奥のほうの流域も、この排水機場の流域としておりまして、約34.7haを対象としています。合わせまして約46haがポンプ場の流域となっております。それともう一つの対象の計画降雨につきましては、今回の雨水管理総合計画の先ほどちょっとお話ししましたとおり、計画降雨というのを定めまして整備する施設の整備水準を設けております。こちらが、10年確率で67.4mm、1時間に67.4mmの雨に耐えうる施設を造ろうということで計画しております。

○委員（池田綱雄君）

今、各地で時間雨量100mmを越すそういう雨量が発生してますよね。この霧島市でも、霧島で百何十mmというのが過去にありましたよね。これが67mm程度で大丈夫なのか。100mmの雨量がきたときにこれは対応できるのかそこら辺はどうなんですか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

先ほど、雨水管理総合計画の概要の説明の中で、国が示す雨水管理の浸水対策の方針、考え方というのが示されておりまして、本市においても雨水管理総合計画を策定するガイドラインに基づいて策定をしております。その中で、計画降雨の考え方としましては過去の雨水の量の実績を精査しまして、その中で10年に1回程度の降雨を算定しております。それが1時間に67.4mmということで、こういった計画をしているところですけども。その中で今池田委員がおっしゃったように、そういった今のゲリラ豪雨、局所的な集中豪雨によって大きな雨が降ってるところも実際あるところがございますけども、あくまでも今回こういった計画をする中で、国が示すガイドラインに沿っていくと、今の過去の市の降雨量にそってやっていくということが一つと、あと過去の浸水対策についての考え方というのが、完全に速やかに雨水を排除するというような考え方でございましたけども、やはりこういった気象状況の変化に伴いまして、なかなかそういった施設整備だけでは、ハード整備だけでは、なかなか対応しきれないところがありまして、先ほど説明しましたけども、ハード、ソフト、自助を合わせた、そういう総合的な対策ということで国の方針も変わってきました。そういった中で、あくまでも一定の雨に対しては耐えうる施設をつくりましょうということで、現在計画降雨に対しての施設を整備することで計画しているところでございます

○委員（池田綱雄君）

難しいところだと思いますけど、もう一つはですね、ポンプは年々、非常にポンプの能力というのは上がってきていると思います。大きなポンプも設置できると思いますが、幾らそういうポンプの設置をしてもそこに水を入り込ませんことにはどうしようもないわけで、そのポンプ場までの排水経路そういうところで、例えば何か所かそういうところがあると思いますけど、そこにごみがたま

って水が全然こないとか、そういうことがあると思うんですが、そういうところの対応・対策はどうなっておりますか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

委員がおっしゃるとおりポンプ場だけの施設整備をしても当然、維持管理の問題であったり、既設の排水路を活用してそのポンプ場に、排水機場のほうに水を引き込んでくることになりますので、通常のはやり排水路の維持管理、これはもう大事なことだというふうに考えております。こういった浸水対策については、雨水事業だけではなくて、本市の各関係課が連携して既存の施設の維持管理をしたり、他の雨水路の管理であったり総合的なそういった浸水対策を進めていくことで、軽減が図られていくというふうに考えております。ですのでそういった維持管理は重要だというふうに認識しております。

○副委員（宮内 博君）

今の件に関連をしてですね、一つは課長のほうからありました、いわゆる計画面積、流域面積ですね。それで志学館の跡地を含むということが紹介されましたけど。まずその、ちょっと面積的なことがまず一つはよく分かりませんでしたので、何ヘクタールでしたかね、もう1回ちょっとそこはお願いしていいですか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

この姫城2号の排水機場に流れ込む水としましては、先ほど現地で見させていただきました、木之房川を介して水が上流から流れてくる地形となっております。その中で下水道の計画区域内の対象面積、流域面積が約11.3haです。この計画対象区域の外側の部分からも、水が志学館大学跡の、下の部分ですね、のどころの奥のほうの、こちらの排水機場から見ると日当山駅とか背後地のところの流域も、この木之房川のほうに流れてまいりますので、その流域面積約34.7ha、この二つを合わせまして約46haを今回の排水機場の流域面積として計画しております。

○副委員（宮内 博君）

志学館跡地を含むというふうにおっしゃってたのでお尋ねをしたんですけど、これは志学館の跡地は入らないということだろうと思うんですけど、志学館のほうの跡地からの水は宮坂をって宮内原用水路の落ち込むという構造になってますので、木之房上野線から、いわゆる市街地のほう、日当山地域の側ですね、そこは当然今おっしゃったような形で流域に入り込むということになりますので、ちょっとそこを正確に表現をしたほうがいいのかというのがある一つあります。それからもう一つはこの流域面積の中には宮内原用水路ですね、そこから流れ込む流域面積というのが入っているのかどうか。宮内原用水路は含まないという形での流域面積というふうに計画上はなっているというので理解してよろしいですか。あくまでもその今おっしゃったのはいわゆるこの雨水管理総合計画の中で見込まれる面積ということで理解をすればいいんですかね。

○下水道工務課長（三島由起博君）

まず、先ほど説明が少し誤解を招く説明いたしましたけども、志学館大学跡地は含まれておりま

せん。宮内副委員長がおっしゃるとおり含まれておりません。その下の山裾の部分の流域が含まれております。結局流域的に志学館大学跡地は別のほうの流域になりますので、そちらのほうは含まれておりません。それと、宮内原用水の部分につきましては、外からの流入というのは、落としが幾つもある上流側にありますので、あくまでも直接的な流域ということで、木之房川に流れ込む流域ということでとらえております。

○副委員（宮内 博君）

木之房川のほうに流れ込む流域ということであると、当然宮内原用水路を含まないと正確な流れ込む流域の水の量というのは、予測が困難だというふうに思うんですけども。牟田放水門が遠隔操作ができるようになって、そこから西光寺川のほうにかなりの量を落とし込むことができるようにはなったんですけども。それでも落とし込んだとしても宮内原用水路は満水状態なんですね。それで満水状態のところからかなり枝分かれをして、そしてその流域に流れ込むというような形になってるものだから、実際面的には今おっしゃったように11.3haですか、山の部分を含まないとですね、というふうにはなるんだけど、流れ込む水ということになってくると宮内原用水路で受入れた分を、分散をしますその分も当然流れ込んでくると。豪雨が発生をする時期からすると、用水路は常に満杯状態で流れてるときに大体雨が降ってくるというですね、というようなことになるので、そこから辺がどれほどその計画の中に勘案されてるのかなっていうのをちょっと感じるものですから。それは松永用水路のほうも同じようなことが言えるんですけど。その辺は設計上どういう配慮がなされてるんですかね。

○下水道工務課長（三島由起博君）

まず、それぞれの用水路につきましては、当然用水路へ落とす落としが幾つか設けられてまして、そこで基本的には用水路につけてくる水は落水する、落とされていくと。途中途中入ってくる水というのはあくまでも流域内の水が、通常は用水路だったものが、排水路の役割をして先ほどの松永用水路と同じように、周辺の水を拾って流れてくる格好になりますので、結局対象となるそういう流域面積の中の水は用水路を介して宮内原用水路に流れてくることになりますので、その中で流域としては、流量としては加味されるものだというふうに考えます。

○副委員（宮内 博君）

先ほど池田委員のほうからありましたけど、100mmぐらいの雨が降ったときにどうするかということも当然考慮しなきゃいけないんですが。やはり用水路が、松永と宮内とですね、両方あってそれが一つの水害の、大きな内水を氾濫させる大きな要因になってるといのはもうそこはこれまでの経過から見ても、そういう傾向は非常に強いっていうのは誰しも認めることができる状況だろうと思うんですね。それで実際にそれらの流量というのは、どれくらいあるのかっていうのは計画の中ではあくまでも11.3ha、ここの部分で降った67.4mm、時間当たりの雨量を想定をしての流れ込む水の量というふうにしてるんじゃないのかなというふうに思ったものですから、それにプラス用水路から流れ込んでくる分がどれほど考慮されておるのかなっていうのを思ったものから、そのこ

とを申し上げてるわけですけど。そこは明確にそこを説明できるものっていうのは作成をされてるということで理解してんですかね。

○下水道工務課長（三島由起博君）

先ほどちょっと繰り返しになりますけども、あくまでも用水路も、宮内原用水路も流域内の中に入ってくれば、その周りの水は当然用水路に流れてくる、介して流れてくるということになりますので、別途宮内原用水路の分の流量ということではなくて、その周辺の流域をとらえることで、そこに流れ込む流量を加味した設計と計画としています。

○副委員（宮内 博君）

現地調査のところでおっしゃったように、これで完結するのかどうかというですね、これが完成たとえば姫城2号の排水機場の整備というのがあるんですけども、これで現計画よりも排水量の大きなポンプを設置をするということでの計画ではあるんですが、これで完結するという想定のものではないと。一応事業効果を見てさらにどういう対策が必要なのかということも、当然その時によって判断をしなければいけないものであって、今考えられる最善のものを、手だてを講じているんだということで説明を求められたらそういうふうには言えればいいわけですか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

まず、雨水管理総合計画の中で段階的対策計画としているのがですね、まず浸水被害を発生しているところが市内各所にございます。その中で被害を受けてる方々がたくさんいらっしゃるわけなんですけども、実際その排水機場の整備についても大がかりな事業で、河川を締め切る工事についてもあいつた仮設工場を、大掛かりな事業しないといけないということで、かなりの事業費を要する事業を行っております。ですのでそういった対策を進める中で、やはり事業費の関係、それから現場的な関係もございます。ですので緊急順位の高い、浸水被害の大きいところを優先的に今進めています。それとあわせてその箇所を浸水対策をすることで、他のところへの効果があらわれるところを効率的にやっていくという意味でこういった段階的対策計画というところでございます。当面中期、長期ということで段階的に整備を進めていきますけども、まずは当面对策を進めていきまして、そういった整備効果を確認しながら次の地域対策をどのように進めていくかということとは、また確認するというようなことでございます。

○副委員（宮内 博君）

そうしますと資料の16ページにありますように当面对策ですね、まずは床上浸水の被害を解消をするというのが今回の第1弾的な目的、そしてその効果を見てさらに5年間で浸水被害を軽減をする対策を講じていくと。そしてさらにその10年間でそういう被害が起こらない抜本的な対策を完了するんだというこういう理解でよろしいわけですね。

○下水道工務課長（三島由起博君）

今、宮内副委員長がおっしゃったとおり、そういった段階的に対策を進める中で経過、効果を確認して、次の段階に進んでいく。もしくは整備効果があらわれれば、うまくいけば、そういった対

策不要の場所も出てくるかと思えます。そういったことをございます。

○委員（木野田誠君）

先ほど池田委員のほうからもありましたけど、ポンプは水が入ってこないと機能しないわけですが、この2号排水機場でかつて、ごみが詰まって機能をしなかったというようなことで、近辺が浸水したという説明をこの産業建設の現地調査で説明を受けたことがありましたけども。今日見ましたように木之房川は非常に狭いところです。それで狭いところにごみといってもいろんなごみがあって、大きなごみから小さなごみまであるわけですが、今度整備されるとポンプの機能が3倍になるということになりますから、今度は短い時間で、同じ時間で吸引能力も3倍になってくるわけですが、その辺のごみ対策等についてはどのように対策をとられていくのか教えてください。

○下水道工務課長（三島由起博君）

現地のほうで説明した資料で少しお話をしたいと思えます。今これポンプ棟の断面で水位の関係を説明した資料になりますけども。木之房川から入ってきた水を地下の水槽の中に1回水を取ります。ごみ等はちょっと見にくいんですけど、除じん機というのがあります、ソニーの北側にあります府中排水機場のところにも外にベルトコンベヤーみたいのがたくさんあるかと思うんですけども、そういったごみを除去する、仕分するそういった装置をこちらのほうに設けております。ごみをこのポンプ場のポンプの中に引く前にごみを除去しまして、除去された水をポンプの中に入れていくということで、当然ごみが詰まってしまうとポンプの機能を発揮しませんので、十分機能を発揮しませんので、構造としましてはそういったごみ処理はできるような施設も今回計画しております。最終的に天降川のほうに抜けていきまして、ここが今の既設の樋門、はけ口のところになります。

○委員（徳田修和君）

事業のほうを各説明もいただいたわけですが、段階的対策計画の中のそのハード対策の事業の部分でしたけども、ソフト対策の段階的などころというのは現在どのようになっているのか確認ができますでしょうか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

現在、下水道工務課のほうでソフト対策ということで、以前も徳田委員から御提案もありました個人住宅、雨水貯留槽の補助を令和4年度からやっております。結局個人の住宅の雨水をタンクの中に貯留していただきまして、少しでも抑制するというようなことのそういう補助の取組を今行っているところをございます。

○委員（徳田修和君）

整備事業化に多額な予算が伴いますので、ぜひこのソフト対策のほうもしっかりとした取組。なかなか市民の方にもうまく雨水貯留施設の補助についても余り広がってないのかなあというようなところもありますので、できるだけソフト事業のほうもしっかりとした周知を図りながら、進めて

いただきたいなど、求めておきます。

○委員（木野田誠君）

今日見せていただいた件とはちょっと違うんですけども。県道2号線というか504の、これは土木のほうになるのかな、貯水池を造る計画ありましたね橋のたもとに、あるいはあそこの家畜市場の手前の橋のところに貯水池を作る。あそこはどういう計画になってますか。もう何年も前に説明を受けたんですけど、

○下水道工務課長（三島由起博君）

今、木野田委員がおっしゃった場所というのが、多分ウイークリーマンション前の土木で方いろいろ総合治水的な観点で計画をなされた部分になりますけども。結局そういった今までの土木課のほうで進めておりました総合治水のそういった部分を今度は雨水管理総合計画のほうで改めて計画を練り直しまして、今現在松永のほうの調整池等の計画については、雨水管理総合計画の中期対策のほうで、対策計画として今位置付けをされております。

○委員（池田綱雄君）

さっきも言いましたけど、ポンプ場のごみ処理というのは機械化されてきれいにいくと思うんですが、そこまでくる小さな排水系統のごみ処理、途中で発泡スチロールがひっかかったり、瓶、袋がひっかかったりするんですが、これの管理というのは地元任せなのか、あるいは市のほうで管理するのかそこ辺はどうなってるんですか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

先ほどちょっと重複しますが、基本的な既設の排水路の維持管理というのは、それぞれの所管の部分での管理になるかと思えます。そういった部分で庁内の関係課が連携して、こういった新しく施設を整備することと、あと今の既設の既存の施設をうまく活用して浸水対策をしていくという両面が必要かと思えますので、そこはもう関係課と、どこまでどういう対応かっていうのはちょっと、こちらもなかなか直接的な所管ではなくて、こちらとしては新設の部分での役割を担っているところがございますので、そちらは維持管理の部分については今後も引き続き関係課と連携をしていきたいというふうに考えております。

○委員（池田綱雄君）

大雨時期、排水を見ても危ないですね素人がそういう除去というのは、だからそういう何箇所かそういうごみを取るそういう設備をしてもらって、軽微というか、何か地元任せじゃなくて市が何か管理するようなやっぱり管理体制をとらんと今後いかにのかなというふうに思うんですが。その辺はどのように考えていますか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

そういったごみの流入というのを除去することで、被害の軽減を図れることも考えられますので、その辺りは少しちょっとこちらの、私のほうから少し、関係課と協議をしてみないとはっきりしたお答えちょっと申し訳ないですけども、そういったことは考えられるかと思えます。

○委員（池田綱雄君）

お金が掛かるかもしれませんが、安全第一ですから何かそういう安全な管理体制を整えていただきたい。要望しておきます。

○企画政策課長（上小園拓也君）

今、ごみ対策、私も耕地課にいるときに用水路の引込みのところに、除じん機の設置というのをちょっと検討したことがございました。用水路の引込みですので余り機は大きくなかったんですけどもそれでもですねやはり千万単位の事業費というのが必要になってくると思います。ですので先ほど課長が言いましたように関係課とそこら辺は委員のほうから要望もあったということでそれを伝えたいと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

今、天降川のほうに排水をするときに、川に対してまっすぐ出すのか、それとも下流のほうに斜めに幾らか出すのかということはどうのように検討されてますか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

先ほど、2番目に見ていただいた、樋門の矢板を打って締切りをしている現場のところの樋門樋管につきましては、河川構造令に基づきまして堤防に直角っていうのが、施設構造の基本的な考え方になりますので、直角に施設を計画をしております。ただ、その下深迫委員がおっしゃるとおり、川の流れに対して直角だと流れにくい部分がありますので、樋門樋管はそういった形で直角の行動をとりますけども、はけ口の部分は下流側に少しでも向けられるような設計としております。

○委員（久保史睦君）

1点だけちょっと確認させてください。この浸水対策という部分と排水機場の管理という部分は、包括的に切り離せない部分だということで議会でも取上げたことがあるんですけど。排水機場の管理について、どこがするのかというのはその後何かしら検討がされているのかされていないのかという部分だけ教えていただけますか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

久保委員の質問を受けて庁内的に議論されてると思うんですが、ちょっとこちらのほうではちょっとその辺りの状況は確認というか、把握してないところでございます。承知してないところでございます。

○副委員（宮内 博君）

先ほど下深迫委員の質問にも関連をするんですけど。実際、最初に見た日当山排水機場の部分ですが、高低差9mというということで説明がありましたけれど。ボックスカルバート2mの分をずっと道路の中に埋設をしてですね導入していくということなんです。これが実際にこういう工事が同じような形で行われていて、そこを一つの参考にしてこの事業計画を取り入れるということにしたのではないのかなと思いますけども。そこを参考にされたところはどうの事業なんですか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

この姫城地区の排水路の整備計画をする上で、そういった高低差を使って排水するというようなところになりますけども、鹿児島県内にはちょっとそういった施設がございまして、隣の宮崎県都城市がそういった施設を造っているところがございます。我々もその現場の視察をしたり、そういったところの情報提供していただいたりした経緯がございます。

○副委員（宮内 博君）

ここはいわゆる大淀川のほうに流れる、非常にこの規模の大きな河川に流れ込むようなところに配備をしているような構造になってるとこなんですか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

そのとおりです。

○委員（木野田誠君）

17ページのですね段階的対策計画雨水計画でありますけども、ちょっとですね、簡単にですね上から順番に簡単でいいですから、ここはこういう計画を持って行って改修していくっていうなことをちょっと、上から下まで説明してもらえますか。それと地区がですね。例えば西瓜川原とかどこになるのか、入ってるのか入ってないのか私どもにはちょっと分からない部分がありますので。一応簡単にここはこういうふうな計画を持っていくというようなことで教えていただけたらと思います。

○下水道工務課主幹（前田裕明君）

今、ちょうど、表がございましてけれどもランク、対策、排水区、対策施設、種別、事業着手時期となっております。それで、対策ブロックというのが、このような日当山、見次、姫城、国分中央となっております。今、こちらで出てる国分中央というのがこちらになります。それと、姫城、天降川右岸括弧見次と書いてありますけど、こちらがちょうど見次の国道223と県道北永野田小浜線が交差する付近を示した場所です。それと、姫城地区というのは、姫城第1というのは、ちょうど県道日当山敷根線から南側が第1。それと姫城第2というのは、県道日当山敷根線から県道504周辺までを姫城第2。それより上につきまして先ほど御質問もございましたけど、松永地区の旧ウィークリーマンション付近のところを姫城第3と、姫城が1、2、3と分かれております。日当山につきましては、今先ほどポンプ場があるのが日当山第3。それと鶴丸耳鼻科から北側が日当山第4という位置付けをしております。それとそれぞれの事業ですけど、国分第1雨水幹線というのと、国分中央第4雨水幹線なんですけど、国分中央第4雨水幹線系統につきましてはこちらにあります国分運動公園導水路、それと運動公園の調整池等を計画しているところというところが今こちらで言うちょうどグラウンドがここでありまして、こちら辺の約20haで水を抜こうという計画が、今、ちょうど今こちらに出ていますけど、この国分運動公園の調整池であったり導水路であったりその水を最終的に奈良田の手籠川へ抜くという計画としております。それとこの天降川右岸、見次につきましては、ちょうどこちらの計画区域でございまして、こちらにつきまして現段階としましてこちらに簡易ポンプ場と導水路計画を行っております。ちょうど今、こちらになります。それと、姫城第1とい

うところが、ちょうどこの県道日当山敷根線から南側の西瓜川原周辺のところを計画しております。こちらにつきましては水路改修であったり、雨水ポンプ場、雨水調整池、今のところ長期対策というような位置付けで行っております。続きまして姫城第2につきましては、現在整備を進めております圧力管であったり大きなメインとして事業を進めております。姫城第3につきましては、先ほど申しました県道504から北側の旧ウイークリーマンション周辺の調整池であったり、ポンプ場であったりを計画しております。日当山第3につきましては、先ほど申しました見ていただいたポンプ場の木之房川周辺のポンプ場ですね。それと日当山第4につきましては、ちょうどこの北側になりますけど、ナフコ周辺の現在調整池と中期計画で東郷のポンプ場、その他排水路計画を行っているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

あの中央高校の農場がある畑があるかね、そこら辺はどこにどれに入ってるんですか。

○下水道工務課主幹（前田裕明君）

その区域につきましては下水道の区域になっておりませんので、今回の対象区域ではございません。

○下水道工務課長（三島由起博君）

この雨水事業自体が、公共下水道の関係で都市計画事業として雨水事業で進めております。ですので基本は用途地域、農地を含まないところを区域として選定しておりますので、農地につきましてはやはり農地になりますので今回の事業の中には入ってございません。

○副委員（宮内 博君）

この計画の中でですね、今先ほどの示された資料の姫城第1というのがあるんですけど。ここはす西瓜川原地域なんですよね。それで全てが長期計画の中に入っていると。だから10年後から着手するというですね、今の段階ではですね、そういう計画なんだけれど、実際にこれまで豪雨災害を繰り返しているのは、いわゆる野鶴亭周辺、吉田湯周辺、そして西郷どん湯の周辺、そして東郷排水機場の周辺、それに西瓜川原周辺なんですよね。この天降川周辺で見ると。それにしても西瓜川原ってというのはもうこの前の2年前の水害のときも、もうかなり何十台という車が被害を受けたということで、写真資料にも西瓜川原示してありますよね。ここがこのままでいいのかという議論は、一般質問等でもさせていただいている経過があるんですけど、その後少しは計画の見直しとかです、そういうことも含めて議論があったのかどうかですねその辺の経過をちょっとお示しをいただけないか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

先ほど少しお話しましたが、雨水管理総合計画というのがやはり浸水対策をする区域を、ある程度被害が生じているところ、先ほど宮内副委員長もおっしゃったとおり浸水被害が発生しているところ。それからその申請が受けているところの施設の状況、例えば病院とかそういう老人ホームとか守るべき施設があるところ。それと例えば緊急避難道路があるとか、そういったことも含

めて、いろいろな現場の状況というのを落とし込みしまして、その中でどういったところが重要、重点的に浸水対策すべきかというところがまず一つ。浸水リスクに対する評価をまずしております。人口が集中しているところを優先的にするとかそういった部分である程度条件を整理しまして、どこから先にやっていくかというところをまず決めております。それともう一つが効果的に整備を進めていくことで、ほかのところも、そのか所だけじゃなくてこの西瓜川原についてもそうですが、松永用水路からの流入を上流側で早く天降川のほうに排除することで、下流域のほうにも効果が軽減されるところが考えられるということで、そういった計画に立って進めておりますので、そういった段階的な対策計画の中でどこからまず先にやっていくかということは、計画の中でも十分検討してきているとでございます。確かに浸水被害は西瓜川原だけではなくて、今当面对策をやってるところ以外も浸水被害を発生してるところは現状としてございますけども、やはり複数箇所をなかなか同時並行的にするということが難しい状況がございますので、雨水事業で進められるところを段階的にやっていくということで、ほかのところにも効果的な部分があればそういったところを優先ということで、当面对策の中で姫城地区排水路も当面对策に上がってきてるところでございます。

○委員（木野田誠君）

今西瓜川原の説明がありましたけども西瓜川原の浸水の原因は主に何ですか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

西瓜川原の主な原因、幾つかの原因があります。松永用水から入ってくる流入も当然ありますし、また地形的にも、やはり松永用水沿いの市道よりも低地の部分があります。西瓜川原の浸水というのは近年のそういったゲリラ豪雨だけではなくて、以前からそういった浸水被害に見舞われてる地区であるということは十分認識しております。ただそれに対して当時隼人町時代、旧隼人町時代も排水機場を造ってそういった浸水対策を行ってございまして、やはり近年のそういう降雨量の増大に伴いましてなかなかそれに対応しきれない部分があるということも承知しておりますけども。そういった様々な要因、地形的な理由、それから区域外からの流入、近年の気象状況の変化、様々な要因によって西瓜川原も浸水被害がなかなか解消されてない、浸水被害に見舞われてるというふうに認識しております。

○委員（木野田誠君）

松永用水を最初に挙げられましたけれども、松永用水についてはいろいろと手をつけていらっしゃるわけですが、ちょっとこの計画表を見ますと10年後、10年計画のほうに上がってるわけですが、ちょっとこれではこのまま何も手をつけずに10年後ってというようなことであれば、もうちょっと見直しをする必要が西瓜川原の近辺についてはあるんじゃないかなっていう、しょっちゅう聞きますからですね、思うんですけどもその辺をこの計画でもうちょっと早めるとかというような、今計画を作られたばかりでしょうけど、その中では早めるとかというような考え方は持ってらっしゃらないでしょうか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

現時点で、今の当面对策に入って今事業に着手した状況ですので、あくまでもその段階的対策計画の中で、今のところ進めていくということでございます。ただ、そういった浸水被害を受けているところにつきましても、当面对策の中に入っていない。対策をまだ着手できていないところにつきましても、雨水事業だけではなくて、総合的にはほかの関係部署と連携して取組をしているところがございますので、あくまでも雨水事業としてはそういった取組で進めていくということでございます。

○委員（木野田誠君）

私どもは自分の家が浸水するとかというようなことは、とてもじゃないけど考えられない地域に住んでますからあれですけども、やはり日当山とか国分の中心地とかですね浸水したところを見るとやはり毎年毎年っていうような、毎年浸水しなくても大雨が降るたびにびくびくびくびくして心配しながら家財の移動とかそういうのを考えたりしていくわけですから。少しでもですねやはりそういうところを解消できるように、今日のこの産業建設のですね委員会もですねこの議題に絞っているわけですから、その辺をやっぱり十分理解してください。もう理解してらっしゃると思うんですけども、そこ辺の緊急性はやはりあるからしてるわけですのでその辺をくみしてですね、もうちょっとそういう災害対策っていう意味あいからしてもですね、予算的なものもあるでしょうけども、その辺の予算もこういうほうに先行的に使うようなですね、執行部に対しての働きかけもですね、我々も応援をしたいと思ってこういうふうにしてるわけですから、その辺をもうちょっとですね、先行してですねやるような方策をぜひ作っていただきたいというふうに要望したいと思います。

○上下水道部長（上小園伸一君）

今木野田委員から心強いバックアップをいただけるということですので、我々も早く効果が出るようにですねやっていきたいというふうに常々課内では話をしております。何分先ほどから課長が申しますように、当面对策、今始まったばかりでですね、この効果というのをしっかり検証しながらやっていかなければいけないなというふうにもあわせて、課内でも十分協議をしているところがありますので、そこら辺の事業の効果というのを見ながら事業を進めて、早期に効果が出るように努めていきたいと思っております。

○委員（下深迫孝二君）

ちょっと関連してお聞きますけれども。住宅を建てる時に許可を出すところもありますよね。これはおたくのほうじゃないんだけど。そういうところがですよ西瓜川原でも新しい住宅が建ってて、あそこはもう低いということとは分かってて、新しい内が建ってるわけですよ。だからここ何メートル水につかりますよとか、いろいろ、建設部のほうやいろいろ協議をしていただいでですよ。住宅造るんならこれぐらいの盛土が必要ですよとかっていうのをしないと。低いところにどんどん家を建てたらですよ。これ被害が出るのはもう当たり前のことなんですよね。盛土して

造れば、道路は浸かっても家は浸からないということがあるんでね、庁内で協議していただいて、やっぱり低いところに家を造るときはこれだけの盛土をしなきゃ許可をしないとといったようなことも大事じゃないかというふうに思いますのでですね、庁舎内で協議をしていただきたいと思うんですけどどのようにお考えですか。

○上下水道部長（上小園伸一君）

今後、そのような協議の場というものを設けられると思いますので、今委員から意見があったことと伝えたいというふうに思います。

○委員（久保史睦君）

このいただいた資料の10ページ、浸水対策についてのポンプ整備のところ、ポンプなので当然川に排水をしていくことが一番の重要な目的になってくるわけなんですけれども、この10番の東郷排水機場というのがあります。これ温泉公園の遊具のある公園の横のところ、あのへんだったと思うんですけど。この写真で見るとすごくきれいなんですけど、こっから橋を渡って川につながまで何十メートルかの水路がありますよね。ここは管理がどこなのか明確ではないというふうに僕が聞いて所有者もどうなってるのかっていうのもちょっと調べた経緯があるんですけど。今すごいことにたしかあそこなってると思うんですけど、ここ排水、川につなげるその区間というのは、なぜ排水で一番大事な部分なのに整備をされずにそのままああいうやぶの状態になっているのかというのが、前からちょっと疑問なんですけど、そこは管理計画の中では含まれないんですか、そういう排水につながる部分に、川に流し込むという部分でつながる水路の管理というのは計画の中では考えられないことなんですか。あそこは早急に僕どうにかすべきだと思うんですけども。

○下水道工務課長（三島由起博君）

当然、施設の能力、排水機場の能力をきちっと発揮させるためには、久保委員がおっしゃったとおり、下流側のそういった維持管理、先ほどちょっと池田委員からもお話がありましたけども、維持管理というところも大事な部分だと思います。今の説明いたしました雨水管理総合計画の中では、新たな施設整備、もしくは既設の排水路の改修といったところを計画として位置付けをしておりますので、通常の維持管理のところまではこちらの計画の中で具体的には示しているところではありません。ですので、やはり各関係課においてそれぞれの維持管理は必要かというふうに考えます。

○委員（久保史睦君）

恐らく耕地課であったり、県の河川であっての部分の管理なのかなと思うんですけど。そこをしっかり管理しないと排水能力の能力を100%機能を発揮することは出来ないというふうに僕は思ってるんですけど、そういうふうには考えられないというか、そういうの連携を強化していきながらそういう部分まで整備をしていくというのは、ここじゃないにしても計画の中で連携を強化しながら進めていくべきじゃないかなと思うんですけど。このポンプの排水機場の機能を100%機能させるためのいわゆる周りの整備というか環境整備というか、そこら辺はどういうふうに考えてらっしゃるんですか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

久保議員がおっしゃるとおり、当然今の既存の施設を有効に、効果的に活用する能力を十分に発揮させるというような維持管理は当然必要だと思います。そのための機械の設備関係の維持管理も行ってます。当然その所管課においてメンテナンスを行っているというふうに考えますので、そういった維持管理は非常に大事な部分だと思います。お互いの関係課の連携の中で、浸水対策を進めていく部分ではこちらもそういった所管する、維持管理を行っている課との連携は十分必要だというふうに考えます。

○委員（久保史睦君）

そしたらすみません今のその何十メートルの水路というのはどこが所管してるかっていうのは御存じなんですか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

そちらの詳細についてはちょっとこちらも承知をしていないとこでございます。

○副委員（宮内 博君）

今の部分というのは非常に大事な問題だろうと思うんですよね。それで、いわゆるそれぞれの課がその分散をしている状況下で一つの豪雨対策にどう臨むかということ議論しなきゃいけないわけです。今おっしゃったように排水路の未整備の部分であったり、もうやぶになって放置されてたりとかいうのはですね現実にあるわけですよね。それで、既に設置されている旧隼人町時代に設置をされてたポンプは下水道事業部の担当ではないわけですよね。当然その今度は設置されている水門と排水門の水門等も土木のほうで管理をしたりと、とにかく役割分担がされておりますのでそこが同じようなテーブルで豪雨災害対策にどう臨んでいくのかということをやっぱり議論する場っていうのは、それこそ年何回かですね必要だろうというふうに思うんですけれども、そこらあたりの体制っていう、議論ができる体制というのは、現状がどうなってこれから先どういうふうにしようという方向性というのが示されてるんですか。

○上下水道部長（上小園伸一君）

今ですね年末でしたけれども、見次地区の排水に関する協議ということですね、土木、耕地、上下水道、安心安全課を含めまして、見次地区に特化した協議というものを開きました。あそこもそれぞれの課が排水路の整備を行うということで、流末の処理をどうするかというようなことで協議を行ったところでありました。今後もそのような形で全体的な協議という場が設けられれば一番いいのかなと私も思っているところなんですけれども、今の状況としてはその地域ごと協議を行っている、地区ごとに行っている状況であります。

○副委員（宮内 博君）

安心安全課も市長部局のほうに直轄ですね、指示系統ができるようにということで、見直しもなされたわけなんですけれども、主には市長部局のほうでそういう指示を出していくと、そういう議論ができる場を設けるような形で提案があるだろうと思うんですけれども。やはり下からの意見が

ないとそういう感覚にもなかなかならないのかなというふうに思うんですね。特に部長級の人たちが集まる場所であったり、課長級の人たちが集まる場所であったり、そういうところでやっぱり問題提起をすると、そして一緒にタッグを組んで取り組んでいくような体制をとろうじゃないかと。役割はそれで分担するけれどもやろうとしてる目的は一つなわけですので、そういった形ですねやっぱり議論をしないと、もう、かなりあちこち抜けて、そこは自分の担当じゃなかったから気がつかなかったとかですね、そういうことが当然起こりうるわけですので、もう少しそういう提案をですね現場からもできるような形で行っていただきたいと思いますし、当然議会もそういった形で市長部局に提案をする機会がありますのでやっぱ双方向からそれはやっていかなきゃいけないんじゃないかと思いますので、ぜひそういった取組を促していただきたいと思いますが、部長のほうに見解をお聞きしてよろしいですか。

○上下水道部長（上小園伸一君）

目指すところは一つ。今副委員長のほうからもありましたので、もうそのとおりで思っております。このような雨水対策に対する協議の場というのは今後もたくさんあるというふうに認識しておりますので、私のほうから提案できる分については提案していきたいというふうに考えております。

○委員長（前田幸一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時30分」

「再開 午前11時35分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に霧島市立地適正化計画について執行部の説明を求めます。

○建設部長（西元 剛君）

霧島市立地適正化計画についてご説明いたします。立地適正化計画とは、人口減少や少子高齢化の進行を背景に、一定の人口密度に支えられた生活サービス機能の維持による安心で快適な生活環境の実現と、持続可能な都市経営の実現のため、利便性の高いコンパクトなまちづくりを目指していくものです。計画の内容につきましては、都市計画課長が説明いたします。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

霧島市立地適正化計画の内容について、お配りしている概要版に沿って、要点を説明いたします。目的については、先ほど部長が述べた通りでございます。では、なぜ霧島市に立地適正化計画が必要か、ということになりますけれども、計画策定にあたり検討を進めたところ、様々な統計データから、本市の人口の状況や土地利用、都市内の施設の立地状況、また人口の将来見通し等について分析したところ、4つの課題が明らかになりました。一つ目はまちなかに人口をです。本市におい

ても、今後人口減少が進み、まちの低密度化が進むと予測されています。まちの低密度化とは、まちの大きさが変わらないにも関わらず人口が減少し、まちの中に使われない空間が生じて、密度が下がっていくことです。また、立地適正化計画の作成に当たり実施した市民アンケート調査結果から、市民の皆さんの多くは歳をとっても今住んでいる場所に住み続けたいという想いを抱いていらっしゃるということが分かりました。このため、本市の各地域の中心的な場所であり、現在も生活に必要な様々な施設がある市役所や総合支所の周辺において、居住環境を整備していくことが必要です。二つ目はにぎわい・魅力UPです。本市では、空き家や空き地が増えています。また、今後も少子高齢化が進む見込みです。こうした状況を踏まえると、今後は無秩序な開発を行わないようにするとともに、まちなかににぎわいと魅力を取り戻し、歩いて暮らすことができるまちをつくっていくことが必要です。三つ目は交通利便性UPです。本市では、移動の際に多くの場合、自家用車を利用しているのが実情です。そのため、高校生をはじめとする若年層や、運転免許返納後の高齢者にとっての移動手段が求められています。今後は利便性の高い公共交通ネットワークを実現していくことが必要です。四つ目は災害への安全性です。市内において、津波や洪水による浸水や土砂災害のリスクがある場所が点在していることから、自然災害に対して安全・安心なまちをつくる必要があります。以上4つの課題の解決を目指し、健康で快適な生活環境、持続可能な都市経営を推進するために、立地適正化計画が必要となります。立地適正化計画によって、これまでと変わることは大きく二つあります。一つ目は、都市機能誘導区域、居住誘導区域という区域、誘導施設という施設、地域生活拠点という範囲を設定するという点です。都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業など都市の機能を集積することで生活を支えるサービスを提供する区域のことです。本市では、国分・隼人の中心部であり、都市計画マスタープランで都市核として位置づけているエリアに都市機能誘導区域を設定します。そして、この都市機能誘導区域に誘導していく施設を誘導施設と言います。居住誘導区域とは、人口の集積を維持することで都市の機能の集積を支え、車に頼りすぎないライフスタイルの受け皿となりうる区域のことです。本市では、国分・隼人の中心部の周辺に居住誘導区域を設定します。地域生活拠点とは、都市計画区域外で、日常生活に必要な都市機能が集積し、都市機能誘導区域との公共交通ネットワークを有する区域のことです。本市では、霧島総合支所の周辺と、溝辺総合支所の周辺に地域生活拠点を設定します。二つ目は届出制度を運用していくことになる点です。誘導施設と届出制度については、後ほど説明いたします。次に2ページになります。本計画では、将来の都市構造についても方針を定めています。内容としては、本市の都市計画マスタープランにおける将来都市像を踏まえて設定しており、国分・隼人の市街地に都市核、各総合支所周辺に地域拠点、空港に広域交通拠点を設定しています。また、本市と周辺の都市を結ぶ主要な道路を南北広域連携軸及び東西広域連携軸と位置付け、市内の各地域をつなぐ道路を地域連携軸としています。また、基幹的な公共交通軸として、都市核を経由または周辺地域と中心拠点を結ぶ路線で、将来にわたって一定の運行水準が確保されることが見込まれる公共交通路線バスと鉄道を位置づけています。先ほど少し触れました、都市機能誘導区域における誘導施設は、市の全域からの

利用が見込まれる、日常生活に必要な生活サービスを供給する行政機能や介護福祉機能などの施設であり、都市機能誘導区域への積極的な誘導を図ってまいります。具体的な施設の種類を右下の表に示しています。3ページには設定した都市機能誘導区域を青色、居住誘導区域を黄緑色で示しています。次に4ページの上側に、溝辺地域と霧島地域に設定した地域生活拠点を示しています。都市計画マスタープランにおいて、5つの地域拠点溝辺、横川、牧園、霧島、福山を設定していますが、溝辺と霧島については都市計画区域外に存在しています。今後、各地域にお住まいの市民の皆さんの日常生活を支えていくためには、地域の中心部である総合支所の周辺にどのような施設があるかということが大事になってきます。そのため、都市計画区域外にある溝辺総合支所、霧島総合支所の周辺地域を地域生活拠点として設定し、暮らしやすい環境づくりに貢献する施設の維持・集約を後押ししていきます。なお、維持・集約する施設は、都市機能誘導区域の誘導施設に準じます。最後になりますが、立地適正化計画の公表後は、特定の行為に対して届出が義務付けられます。これは、都市計画区域内の都市機能誘導区域や居住誘導区域の区域外における住宅開発、誘導施設の整備の動き、都市機能誘導区域の区域内に立地している誘導施設の休廃止の動きなどを市が把握するための制度です。届出は行為に着手する日の30日前までに、霧島市長に対し、行為の種類や場所などを届けてもらう必要があります。具体的には、都市計画区域内において、誘導施設として設定している病院、お店などのほか、居住誘導区域外で集合住宅を整備しようという事業者から届出を出してもらうことになります。個人の住宅建築等では必要ありません。以上で、霧島市立地適正化計画についての説明を終わります。

○委員長（前田幸一君）

それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（久保史睦君）

それでは2点ほど質問させていただきたいと思います。まずこれを分析されて四つの課題が明らかになりましたということで、冒頭、説明書のほうであるんですけども。この四つの課題というのは既に課題にもう今なっていることなのかなというふうに、理解するところではあるんですけども。将来の人口関係の見通し等という部分について、まずどういった形、また審議会等でどういった形、メンバーでこういう分析をされたのかというのがまず1点。それに関連してリーサスまたブイリーサスの活用はどれほどされてこのデータ分析の中に入っているのか。その2点について関連がありますので一括でお示しをいただければと思います。

○都市計画課都市計画グループ長（米田大祐君）

今回の計画策定に当たっては、庁内外の策定会議を開催しており、第三者の機関等といたしましては、学識経験者、各種団体代表、関係行政機関の職員、住民代表から構成される策定協議会を開催し、令和4年度から策定協議会を5回開催し審議してもらい意見の反映を行っております。すいません。二つ目はもう一度お願いできないでしょうか。

○委員（久保史睦君）

分析についてリーサス、ブイリーサス、ここら辺はどれぐらい活用されていたのか、どういう結果が出ていたのか教えてください。

○都市計画課都市計画グループ長（米田大祐君）

二つ目につきましては分析を行っておりません。

○委員（久保史睦君）

改めて確認をしておきますけれども、こういう計画をつくる際に、都市計画の部分についてはリーサス、ブイリーサスの分析というのは全く活用されていないというふうに理解してよろしいですか。

○都市計画課都市計画グループ長（米田大祐君）

申し訳ございません。リーサス、ブイリーサスということについて申し訳ないですけど、ちょっと理解をしておりませんです。

○委員（木野田誠君）

すいません今課長の口述で人口の将来見通し等について分析したところというふうにあるわけですが、今朝私は市民課に行きまして現在の旧1市6町の人口、それから10年後の1市6町の人口を教えてくださいということで課長のところに行きましたら、10年後ですかっていうことでどういう資料からかなあというふうなことを言っていましたけども。既に調べていらっしゃるんであれば10年後とは言わず将来を調べられたと思いますのでこの資料をいただけますか。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

将来の人口推計につきましては、独自の推計ではなく国立社会保障人口問題研究所というところが推計を出しております。今回の計画や目標値につきましては、そちらのデータを利用しているところでございます。あれでしたら提供はできると思いますので、後ほどお渡ししたいと思います。

○委員（池田綱雄君）

口述で説明がありました。本当立派なことが書いてあるんですが、これに例えば事業に入った場合に国からの支援とかそういうのはあるんですか。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

この計画を定めたからといって、自動的に都市計画事業とか使えるというわけではございませんけれども、今回立地適正化計画を定めることによりまして、もう既に実施している都市再生整備計画事業の国分中央地区などにおきまして、新たな取り組めるメニューが増えたりといったようなことがございます。

○委員（徳田修和君）

誘導区域のことで少し確認をしたいんですけども。誘導区域についても積極的にそういう居住であったり、都市機能を集約といいますか、誘導していくということなんでしょうけど、これ区域外の方々が届出が今後必要になってくるというような説明だったと思うんですけども、何かこれに対して拘束力といいますか届出が必要になって、地域全体の発展の仕方がより市が把握しやすくするという目的以外に何かあるのか。目的はそれなんでしょうけども、それに対して利用者であったり、

お住まいになられる方々に何かしらの制限がかかっていくものなのか。その確認のほうさせていただいてよろしいでしょうか。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

先ほども少し触れましたけれども、この届出の例で言いますと例えば開発行為におきましては、3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為、そういったような一定の要件がございます。さっきもちよっと言いますけど、通常の個人の住宅を建てる場合等におきましては、特に届出の必要もございません。また、この3戸以上の住宅の建築目的とする開発行為についてですけれども、届出は義務でございます。そのあと市としては次の段階がございまして、還付であったりとかいうステップも制度としてはございます。それを実際適用するかどうかというのは今後の課題となってくると思います。

○委員（徳田修和君）

ちよっと言葉だけでは何か積極的な誘導というのは、どういったところまで関わってくるのかなっていうのでちよっと疑問に思ったところでした。ですので例えばで居住誘導区域外で家を建てようとする、何かしらの受けられる助成が対象外になってしまうとかですね。居住区域内であれば受けられる助成があるとか、何かそういったものの中にあるのかなというふうに感じたもんですから、そういったところはそこまでないといいますか居住誘導区域外に建てようが、内に建てようが、個人住宅の場合はそれほど変わりはないというような理解でよろしいのでしょうか。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

現在のところ優遇措置であるとか、そういうことは考えていないところなんですけれども、将来的な人口密度であったり、そこら辺の動向を見ながら居住誘導区域内で人口密度あるいは人口が減少していくような状況が見られれば、何かしら優遇措置なり検討していく必要があるのではと考えているところです。

○委員（下深迫孝二君）

コンパクトシティというのは、それこそ見た目も聴いた感じもすごくいいと思いますよ。ただこれ、絵にかいた餅に終わりそうなものですよ。一方で中山間地域に家を作ったら市が補助しますよといった制度も、今やってるわけですよ現実的には。そして例えば1市6町が合併するときと並行して発展させていかなきゃいけないという皆さん思いを持って合併をされたわけですよ。そして極端に言うと、この中心部だけに、あるいは総合支所のところだけに集約してしまうということはお金がある人はできると思いますよ。高齢者の年金暮らしの人が、ほんならそういうそれはいいことだと、家をそっちに建て替えようかっていう人は果たして何人いらっしゃるかといったらとても出来ない話だと。だからやっぱりもう少しね、ここらへんは絵にかいた餅にならないようにしていかないと。初めて聴いていいことですねと。病院は近い、買物は近い、学校も近いということになるんでしょうけども。やっぱり長年住みなれたところをそうそう簡単に離れられないという、特に高齢者の人などはそういう方が多いと思います。調査をされれば。ですからもう少しやっぱり

地に着いたこういうものを出していかないと。ただこう聴いてて、いいことですねとは言えるけども果たして現実にこれは成立していくかっていうと、なかなか難しいということを感じるんだがどのように課長考えですか。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

委員おっしゃられるとおり、確かに中山間地域等、なかなかこの計画の及ばないところもあるかと思えますけれども。一応この計画としましては現在ある中心市街地、これを守っていこうと、将来的にも、という計画でございます。また一応計画期間としては20年ということで設定しております、おおむねですね。おおむね5年ごとに必要があれば検証と見直しをしていこうということにもしております。今委員おっしゃられたようなことももちろんですけども、そのほかに不都合があるようであれば、随時、見直しを図っていきたいというふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

議会ではこの2月6日からテーマを「10年後の地域づくり。幸福度の高いまちへ」ということで、各1市6町で、議員と語る会をすることになってます。ちょうど時を得たなという感じで今あれしとるんですけども。特にこの中で都市計画の中に入ってない霧島、それから溝辺というのも取上げていただいて、非常にありがたいことだなというふうに思っております。具体的にお伺いしますが、生活環境、住環境を整備するということではありますが、私は霧島地区の出身でありますから、そこから質問しますけども、まず60号線を整備してもらいたい。建設部ですからそこを質問しますけども。60号線は今1か所です、田口と栢田の間で今工事中ですけども。その次をやはり考えていかなくは10年後とは言わずに20年後にもできるかどうか分かりませんので、その次の重要路線をどうしていくかというのを今考えているところですけども。これは建設部のほうでは、重要路線についてはどういうふうに今計画を持ってらっしゃるか教えてください。このマスタープランとあわせてですね、どういうふうに考えてらっしゃるでしょうか。

○建設部長（西元 剛君）

まず誘導区域からこの誘導施設、60号線に関しましては、誘導施設という形になるかと思いません。今この立地適正化計画の中にも重要路線としての位置づけで入れておりますので、基本的には今後もそういう機能を有した道路として整備が必要な路線であるというようなことは間違いございませんので、県のほうにもきちんと要望していくという形になるかと思いません。10年後、なかなか誘導施設、誘導施設として位置づけたからといってなかなか県のほうで早急な対応できると思いませんけれども、なかなか難しいと思えますけれども、今後もそういう形で整備検討はしていく。10年、将来的な一応こういうこういう計画でございますので、ちょっと長期的な観点からまた今後検討していかなければいけないと思っております。

○委員（木野田誠君）

普通の建設計画とは違ってこういうふうに立地適正化計画という中に組み込まれていくわけですから、より一層力添えをいただいてですね国県に対して、やはり、力強く要望していただきたいと

いうふうに思います。

○建設部長（西元 剛君）

立地適正化計画の策定に伴いまして、総合的・集中的な支援を行う個別政策というのも今後出てまいりますので、そういう中でそういう補助事業等がまたつきやすくなるという可能性もございますので、また県のほうとしっかりと協議していきたいと考えております。

○副委員（宮内 博君）

先ほど下深迫委員のほうからもありましたように、実際にコンパクトなまちをつくるという計画と、そしてそこに取り組むことが出来ない周辺部ですね。このまちづくりとどういうふうに一体性を図っていくのかということがなければ、現実的には極めて困難な事業だろうというふうに思うんですよね。それで実際合併して19年になりますけど、国分隼人は7,000人ぐらい人口が増えてると。一方ではもうほかの地域は人口減少が激しいわけですよ。ですからいわば都市集中型といいますか、そういうまちがつくられようとしている中にあるんですけど、これをやることによってさらにその周辺部のいわゆる過疎化が拍車がかかるのではないのかなというふうに懸念をするんですけれど。そこら辺の議論というのはどの程度なされたんですかね。そこら辺の経過等について少し御説明をいただけませんか。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

この計画につきましては、現在ある国分隼人地域の人口密集地域、いわゆるD I D地域を将来にわたって守っていききたいという計画でございまして、この計画にも記載していますとおり周辺の各総合支所の周辺には地域拠点という位置づけをしております。この居住誘導区域というのを設定するわけですが、これも市内全域から居住誘導区域に集約しようというのではなくて、国分隼人地域の中で外側に広がっていった人口を中心部にまた戻そうというイメージのものでございます。なのでその旧1市6町の中で国分隼人以外を切捨てようとかそういった考えは全くございません。なので移住制度とか、そういうものとも相反しないものじゃないかというふうに考えております。

○副委員（宮内 博君）

その外に広がった人口を集約しようということになると、当然相反する部分というのは当然出てくるというふうに思うんですよね。ですから、603km²もあるこの広大な霧島市で実際に実現が可能なかどうかと。3番目に交通の利便性アップというふうに書いてありますけれど、これはいわゆる、そういう政策によってつくり上げたまちの部分の交通の利便性だけを特化して書かれているような気がするんですよね。当然そういうコンパクトにまとめられた地域の交通の利便性というのをどう整備をするのかってのは当然将来的には求められるわけだけれど、その周辺部の交通の利便性というのはどうするのかということから考えると、それは都市計画の担当地域と外れるので、ほかの担当地域のところでも議論してもらいたい話なんですよというふうになってしまうと、非常に困る話ですから、どう一体的に議論をしていくのかということが非常に大事だというふうに思う

んですけど。それはこの計画を策定をしてどんな形で、20年計画とおっしゃいましたかね、20年計画の中で進めていこうというふうに描いているのかですね、その辺はどうなんですかね。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

今お話しございましたけれども、この立地適正化計画の中でも中心部と各地域拠点を結ぶ公共交通につきましても、地域公共交通計画のほうともすり合わせをしております、将来にわたって各地域から中心部、あるいは各総合支所間の交通の連携が図られるような目標としているところでございます。

○副委員（宮内 博君）

実際に霧島市と同じような人口規模、面積を要したそういうまちは執行部からの提出資料では全国で19市ありますよということで紹介されてるわけですよ。その中で、今霧島市が進めようとしているような計画を既に先行してやっているようなところとかですね、そういうところがあるんですか。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

一番近いところで言いますと始良市が立地適正化計画は策定済みでございます。そのほか県内だと鹿屋市あたりがもう既に作成済みでございます。

○委員長（前田幸一君）

会議中ですがここで休憩いたします。

「休 憩 午後 0時10分」

「再 開 午後 1時08分」

○委員長（前田幸一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を進めます。ほかに質疑ございませんか。

○副委員（宮内 博君）

休憩前にちょっと申し上げましたけれど、執行部のほうは調べた結果、全国の1,700余りの自治体の中で、霧島市と人口規模、面積が同じようなまちが19市あるということで、資料も示されているんですよ。そういうところで特に面積要件というのはやっぱり、かなりこのコンパクトなまちをですね、つくっていくということを考えるときに現在の置かれている603km²という面積で果たしてコンパクトなまちをつくり得るのかどうかということが一つの大きなテーマだろうというふうに思うんですけど、19市の中でそういう計画が進められているところがあるのかどうか。県内で始良市と鹿屋市というふうにおっしゃいましたけれども、そのへん情報を得ているのであれば、お示しをいただければと思います。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

今、委員おっしゃられた類似団体での計画の策定状況というものにつきましては、把握しておりません。

○副委員（宮内 博君）

それから既にこの計画について市民からの意見を募っていますよね。それで16日が締切りなのかなというふうに思いますけれど、現状はどんな状況ですか。その募集状況。

○都市計画課都市計画グループ長（米田大祐君）

立地適正化計画を作成するときは、住民の意見等を反映させるために必要な措置を講ずることとされており、霧島市ではその手法として、令和3年に住民アンケートを行い令和4年度からは、庁内会の策定会議を15回開催し、令和5年度には住民説明会を2回開催しました。現在パブリックコメントを行っております。住民説明会につきましては、広報紙、ホームページ等で広報を行ったんですけども、立地適正化計画というものの認知がまだちょっと低いようで説明会に参加をした住民の方はいらっしゃらなかったところがございます。現在、パブリックコメントを行っているところですけども、そちらについてもまだ意見等がないところがございます。

○副委員（宮内 博君）

今確認ですけどその住民説明会を複数回開いているということですけど参加者はいなかったと。パブリックコメントを出されていないという状況。そうしますとそういう状況でそのまま計画は、進むということになっていくんですかね。

○都市計画課都市計画グループ長（米田大祐君）

今後のスケジュールとしましては、パブリックコメントの提出を待っているところがございますけれども、そこでも何もコメント等提出がなければ、次回の1月17日に外部委員から成る都市計画審議会でもた審議をしていただく予定でございます。

○委員（木野田誠君）

霧島・溝辺地区周辺を地域生活拠点として設定していくということではありますが、具体的にどのような手法を考えていらっしゃるかあればお示しください。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

具体的な手法と申しますか、今回範囲を設定いたしまして、何度も繰り返しになりますけど、溝辺と霧島の総合支所周辺につきましては、都市計画区域外ということで都市計画の補助事業等の導入が出来ない状況があります。それを解消する、区域を設定したからといって確実に補助事業ができるというわけではないんですけども、補助事業導入の前提となる状況を地域生活拠点を設定することによってつくろうとするものでございます。

○委員（木野田誠君）

ちょっと分かりにくかったのもう1回。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

都市計画の国庫補助事業を導入しようとした場合、まず前提となるのが都市計画区域でないといけないというところがあります。一部例外等はあるかと思うんですけども。そういう状況の中で令和5年度よりこの制度が改正になりまして、都市再生整備計画事業という事業の中で、都市計画区域外であっても、地域生活拠点の設定をすれば事業導入可能性ができるという制度改正がござ

いまして、ちょっと言い方悪いですけど、いい機会であったので今回策定中の霧島市の立地適正化計画に盛り込もうということで霧島と溝辺についてはほかの地域拠点とほかに地域生活拠点という位置づけをして、他の総合支所と大体条件をそろえようとするものでございます。

○委員（木野田誠君）

ここで言っているかどうか分かりませんが、この霧島地区をですね、都市計画に入れようという試みが何回かあったわけですね。とにかく霧島地区は別荘地帯がある。別荘地帯の人がまず反対です。駅周辺の人たちも都市計画には「いや入らんでよか」と。「もう今さら。もうちょっと早い時期なら」というような、「年をとってからは入らない」というような事情があるわけです。この辺の事情は十分理解されてされてるのか。ただ単に都市計画に組込むがための計画であれば正に絵に描いた餅でしかないというような気がするんですけども。それであっては困るんですね。実際、今ここに書いてある方向性をはたして進めていく計画でないと困るんですけども。その辺は都市計画とどのように結びつけられますか。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

今回設定しようとしている地域生活拠点についてでございますけれども、都市計画区域とは全く別物でございます。これを設定したからといって法的な義務が生じるとか、そういうことは全くございません。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時18分」

「再開 午後 1時20分」

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（木野田誠君）

午前中審査しました雨水計画についても、それから霧島市立地適正化計画についてもですね担当課だけではなくて、横の行政の中の横の連絡をやはり密にしてですね、話合いの場を設けていないとなかなか問題が解決していかないというような感じを受けましたので、やっぱり今後はそういう物事等に対して横の連絡を取る場を設けるように執行部としてもやっていただきたいというふうに思います。

○副委員（宮内 博君）

雨水管理総合計画の関係ですけど、この計画からですね実際には随分先送りをされているのが、議論にもあったこの西瓜川原地域の問題ですね。ここいつも床下浸水、あるいは場合によっては床上浸水そして車両等の被害が相次いでいるところなんですけれども。この雨水管理総合計画の中では10年から先の計画でしかない。その間何をどういうふうにしていくのかっていうのは全く示さ

れていないわけですね。今木野田委員のほうからほかの課とも連携して、いろいろ議論ができる場所をということでもありますけれど、当然この豪雨災害対策については、雨水管理総合計画であり、あるいは耕地関係の用水路ですね。関係の管理等であり、安心安全課関係のですね、防災関係の担当でありとまさに縦割り行政では解決し得ない多くの課題があるかというふうに思うんですね。ですから当然、土木であったり安心安全課のほうであったり、あるいは耕地のほうであったり、下水道のほうであったりというようなことで、一体的に議論ができるような場所をですね、当然委員会審査ということになりますと、委員会をまたいで総合審査というような形になるかというふうに思いますけれど、やっぱりこういう防災関係の問題については特にそういった議論が必要ではないかというふうに思いますので、先ほど木野田委員からもありましたように、それは委員長報告の中でもですねぜひそういう部分を取り入れて報告もいただきたいというふうに思います。

○委員長（前田幸一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終わります。次に、本日行いました所管事務調査に係る委員長報告について協議をいたします。霧島市雨水管理総合計画について及び霧島市立地適正化計画について、委員長報告を行うかどうかをお諮りしたいと思いますと思いますが、意見はありませんか。

○副委員（宮内 博君）

先ほど討議で申し上げましたけれど、やはり委員長報告を行ってそういう問題提起を当委員会からしたほうが良いというふうに思います。

○委員（木野田誠君）

特にですね雨水対策は私も中で述べさしてもらいましたが、やはり計画を前倒ししてですね、どんどんどんどん進めていくぐらいのことを、この災害につながるようなあれですからつながらないようにですねやはり前倒しでどんどん進めていくぐらいの積極性をですね、執行部は示すべきだというふうに思います。

○委員長（前田幸一君）

ただいま報告をするべきとの御意見でしたがほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので報告することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって報告することに決定をいたしました。それでは、委員長報告に何か付け加える点ということで、今、両方の委員の方からありましたことを委員長報告としてつけ加えさせていただきます。それではほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで本日の日程は全て終了いたしました。以上で産業建設常任委員会を閉会い

たします。

「閉 会 午後 1時27分」

以上，本委員会の概要と相違ないと認め，ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

前田 幸一